

第10 年金と医療給付等

【 市民課・保険医療課 】

1 国民年金

(1) 国民年金に加入する方

国民年金は、すべての方が共通して受けられる「基礎年金」が大きな柱です。そのため自営業などの方のほかに、会社員や公務員も国民年金に強制加入することになります。また、20歳から60歳未満の会社員などの被扶養配偶者も、必ず国民年金に加入することになっています。

○国民年金の強制加入被保険者は、次の方々です。

第1号被保険者	農業、漁業、自営業、学生などの方とその配偶者で、20歳から60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金・共済年金に加入している会社員や公務員の方
第3号被保険者	厚生年金、共済組合などの加入者の被扶養配偶者で20歳から60歳未満の方

(2) 国民年金に任意加入できる方

- ① 20歳以上60歳未満で老齢年金を受けられる日本国内に住所のある方
- ② 日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方
- ③ 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ④ 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内に住所のある方、又は海外に居住する日本人の方

(3) こんな時には届出を

- ① 会社を退職したとき
- ② 厚生年金・共済組合加入者の扶養配偶者からはずれたとき（収入が増えたとき、配偶者が離職したとき、離婚したとき）
- ③ 日本国外に住むようになったとき
- ④ 海外に住んでいた方が帰国したとき

(4) 保険料

国民年金の保険料は定額です。

ただし、前納をしていただくことで割引となります。口座振替での前納払いをご利用いただくとさらに割引が多くなります。また、口座振替には少しお得で支払いやすい早割（当月分を当月末に口座振替）制度があります。

第2号被保険者と第3号被保険者は、基礎年金に必要な費用を厚生年金や共済組合からまとめて拠出するため、国民年金保険料を被保険者自ら持ち出しして納める必要はありません。

(5) 保険料の納付方法

保険料の納付期限は毎月ごとに翌月末となっています。

納付書で納める場合は、銀行・ゆうちょ銀行などの金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。

また、納め忘れの無いように口座振替やクレジットカードでの納付ができます（事前の手続きが必要です）。

(6) 保険料の免除制度について

経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが難しいときは、年金保険料が免除（一部免除）・納付猶予となる申請免除や学生の方を対象とする学生納付特例（納付猶予）の制度があります。

また、障害基礎年金、障害厚生年金・障害共済年金（1・2級のみ）を受けている時や生活保護法の生活扶助を受けている時に該当する法定免除があります。

免除や猶予の手続きをせずに、国民年金保険料が未納のまま障害や死亡等の不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

そのほか、国民年金被保険者を対象とした産前産後期間の保険料免除制度があります。

(7) 支給される年金

① 老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上ある方が、65歳になったときから支給されます。

また、60歳から65歳になる前に繰上げて受け取ることもできますが年金額は減額になります。

② 障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいるとき）に初診日のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になった方に支給されます。ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、または直近の1年間に未納がないことが条件です。

③ 遺族基礎年金

被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したときに、18歳未満（障がい者は20歳未満）の子がいる配偶者または18歳未満（障がい者は20歳未満）の子に支給されます。

④ 付加年金

より高い年金を受けたい第1号被保険者と任意加入保険者のために、付加保険料（月額400円）を納める制度があります。付加保険料を納めた方が老齢基礎年金の受給権を得たときに支給されます。

⑤ 寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳まで支給されます。

⑥ 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が年金を受けないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、故人と生計が同一であった遺族に支給されます。

2 国民健康保険

(1) 国民健康保険（国保）に加入する方

市内に住所がある方は、職場の医療保険（社会保険、共済組合など）に加入している場合

を除き、全員が国民健康保険に加入しなければなりません。加入・脱退は14日以内に必ず届出をしてください。また、交通事故にあった場合も届出が必要です。

(2) 国保の保険給付

小学校就学前の乳幼児は2割、乳幼児を除く70歳未満の方は3割、70歳以上の方で現役並み所得の方は3割、それ以外の所得の方は2割の自己負担で診療が受けられます。**(3) 療養費の支給**

医師の指示によりコルセットなどを作った場合に、申請すると費用額の7割(又は、8割、9割)が払い戻されます。

(4) 高額療養費の支給

病院の窓口で支払った額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は、申請すると後で払い戻されます。また、病院の窓口に限度額適用認定証を提示すると、自己負担限度額までの支払いで済みます。

(5) 出産育児一時金、葬祭費の支給

加入者が出産したとき、死亡したときに、それぞれ一定の額が支給されます。

(6) 国民健康保険税

世帯の前年の所得、加入者の数などから計算し、保険税額を決定します。

☆適用状況(令和3年度実績)

世帯数(年度末)			人口(年度末)		
総世帯数(世帯)	被保険世帯数(世帯)	加入率(%)	総人口(人)	被保険者数(人)	加入率(%)
17,640	4,981	28.2	32,599	(1.48) 7,392	22.7

※被保険者数欄()内は、1世帯当たり被保険者数

☆国民健康保険税の状況(令和3年度実績)

予算現額(円)	調定額(円)		
	現年課税分	滞納繰越分	計
635,040,000	703,605,600	136,565,524	840,171,124

収入済額(円)			調定額に対する収入割合(%)			
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	前年度
678,262,723	38,752,331	717,015,054	96.4	28.4	85.3	83.7

区分	賦課総額	賦課区分	税率等	賦課額	賦課割合
医療給付費分	697,589千円	所得割	8.50%	354,621千円	50.8%
		資産割	7.30%	11,531千円	1.7%
		均等割	25,000円	188,000千円	26.9%
		平等割	30,000円	143,437千円	20.6%

区分	賦課総額	賦課区分	税率等	賦課額	賦課割合
後期 支援 金分	165,660千円	所得割	2.00%	83,439千円	50.4%
		資産割	2.30%	3,632千円	2.2%
		均等割	6,000円	45,120千円	27.2%
		平等割	7,000円	33,469千円	20.2%

区分	賦課総額	賦課区分	税率等	賦課額	賦課割合
介護 給付 費分	59,290千円	所得割	2.00%	31,526千円	53.1%
		資産割	1.90%	947千円	1.6%
		均等割	6,000円	13,440千円	22.7%
		平等割	7,000円	13,377千円	22.6%

*本表は確定賦課時における状況であり、軽減前のもの

☆保険給付状況（令和3年度実績）

○療養諸費

療養給付費(千円)		療養費(千円)		療養諸費計(千円)	
費用額	給付額	費用額	給付額	費用額	給付額
3,263,120	2,407,580	17,588	12,998	3,280,708	2,420,578

1世帯当たり(円)		1人当たり(円)		件数 (件)	受診率(被保険者100人 当たり受診件数)(%)	1件当たり(円)	
費用額	給付額	費用額	給付額			費用額	給付額
648,361	478,375	435,454	321,287	122,076	1,620.33	26,874	19,828

○高額療養費及びその他の給付費

高額療養費		出産育児一時金		葬祭費	
件数	給付額(千円)	件数	給付額(千円)	件数	給付額(千円)
6,950	392,629	19	7,714	65	1,950

3 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度の対象となる方

75歳以上のすべての方と、65歳～74歳で一定の障がいのある方。

年齢が75歳になったときや、道内他市町村から転入されたときには届出は必要ありません。保険証を送付します。一定の障がいがある方が65歳になるときや、65歳～74歳の方が新たに一定の障がいになったときは、申請により加入することができます。

*一定の障害：身体障害者手帳の障害等級1級～3級と4級の一部（音声障害、言語障害、下肢障害1・3・4号）、療育手帳の重度（A判定）、精神障害者保健福祉手帳の1級・2級 ほか

(2) 後期高齢者医療の保険給付

所得に応じて1割または3割の自己負担で診療が受けられます。

(3) 療養費の支給

医師の指示によりコルセットなどを作った場合に、申請すると決定額の7割、または9割が払い戻されます。

(4) 高額療養費の支給

病院の窓口で支払った額のうち、定められた限度額を超えた分は、申請すると後で払い戻されます。一度申請すると、あとは該当したときに自動的に振り込まれるようになります。

(5) 葬祭費の支給

加入者が死亡したときに、申請により一定の額が支給されます。

(6) 後期高齢者医療保険料

北海道後期高齢者医療広域連合で保険料額を決定します。「均等割額」と「所得割額」の合計が1年間の保険料額となります。

☆適用状況（令和3年度実績）

人 口（年度末）		
総人口(人)	被保険者数(人)	加入率(%)
32,599	7,052	21.6

☆後期高齢者医療保険料の状況（令和3年度実績）

予算現額(円)	調 定 額（円）		
	現年課税分	滞納繰越分	計
448,823,000	455,482,400	995,700	456,478,100

収 入 済 額（円）			調定額に対する収入割合(%)			
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	前年度
455,087,800	408,600	455,496,400	99.9	41.0	99.8	99.8

4 医療費助成

(1) 重度心身障がい者の医療費助成

健康保険に加入している方で、身体障害者手帳の交付を受け、障害等級1、2級の方、3級（心臓など内部疾患に限ります）に該当する方、重度の知的障がいと判定、診断された方は、保険診療による自己負担分（入院中の食事代の患者負担分を除きます）が、市町村民税課税世帯の方は1割、非課税世帯の方と3歳未満の方は初診料の一部のみの負担となります（所得制限あり）。

また、精神障害者保健福祉手帳の1級の方の通院にかかる医療費も助成対象になります。

○手続き方法 …… 健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書などを持参し、申請してください。

☆**重度心身障がい者医療助成状況**（令和3年度実績）〔受給者数 988人〕

区 分	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	そ の 他	計
助成件数	1,366	12,958	1,078	9,896	181	25,479
助成額（千円）	23,403	22,085	2,905	24,513	1,375	74,281

(2) **ひとり親家庭等の医療費助成**

健康保険に加入しているひとり親家庭と両親のいない家庭の18歳未満の子どもと、その子どもを扶養している母又は父（所得制限あり）は、保険診療による自己負担分（入院中の食事代の患者負担分を除きます）が、市町村民税課税世帯の方は1割、非課税世帯の方と3歳未満の方は初診料の一部のみの負担となります（子どもは入院と通院、母（父）は入院のみ）。
○手続き方法 …… 健康保険証などを持参し、申請してください。

☆**ひとり親家庭等医療助成状況**（令和3年度実績）〔受給者数 731人〕

区 分	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	そ の 他	計
助成件数	45	2,312	405	1,546	19	4,327
助成額（千円）	1,652	3,810	831	2,020	64	8,377

(3) **子ども（乳幼児等）の医療費助成**

健康保険に加入している0歳から小学校就学前の子どもは、保険診療による自己負担分（入院中の食事代の患者負担分を除きます）が、市町村民税課税世帯の方は1割、非課税世帯の方は初診料の一部のみの負担となります。ただし、3歳未満の子どもについては、全員、初診料の一部のみ負担となります（所得制限あり）。

また、小学生の入院にかかる医療費も助成対象になります。

なお、平成30年8月より、非課税世帯の小・中学生についても、通院・入院ともに助成対象になりました。

○手続き方法 …… 健康保険証などを持参し、申請してください。

☆**子ども医療助成状況**（令和3年度実績）〔受給者数 1,126人〕

区 分	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	そ の 他	計
助成件数	236	8,152	765	6,260	6	15,419
助成額（千円）	9,317	12,809	741	6,111	23	29,001

(4) **こんなときには届出を**

対象者の住所及び加入している健康保険など届出事項に変更があったときは、すみやかに届出をしてください。